

第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会

1 日 時 令和5年10月10日（火）17時00分～18時30分

2 場 所 鳥取労働局 4階大会議室

3 出席者

【委員】

公益代表委員 石川委員、佐藤委員、中野委員

労働者代表委員 河村委員、内藤委員、森本委員

使用者代表委員 田中委員、谷口委員、西本委員

【事務局】

鳥取労働局 高橋労働基準部長、片山賃金室長

市村賃金室長補佐 寺地労働基準監督官

4 議 事

- (1) 発注元及び関係労使からの意見聴取結果について
- (2) 金額審議について
- (3) その他

5 資料目次

- (1) 令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に資するための書面による意見聴取結果（発注者）
- (2) 令和5年度鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正審議に係る意見聴取結果（使用者及び労働者）
- (3) 資料 電気機械器具製造業等最低賃金全国設定状況の訂正について（第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会資料）

6 議事内容

○市村賃金室長補佐 ただ今から第3回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催します。

本専門部会の成立について御報告します。本日の委員の出席状況ですが、9名の委員全員の御出席を頂いています。最低賃金審議会令第6条第6項の規定による定足数を満たしており、本専門部会が有効に成立していることを御報告します。

本日の審議会は公開しておりますが、傍聴の希望はありませんでした。

それでは、今後の進行を佐藤部会長にお願いします。

○佐藤部会長 第3回を始めていきたいと思います。

では、次第に従いまして、議事の1番目、発注元及び関係労使からの意見聴取結果について、事務局から説明をお願いします。

〔資料説明〕

○片山賃金室長 続きまして、第1回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会に提出いたしました資料に誤りがありましたので、説明させていただきます。

資料ナンバー3を御覧ください。こちらは第1回の専門部会の資料のうち資料ナンバー9として提出した資料です。こちらは全国における各年度の特定最低賃金額を調べ、前年度からの上昇額を記入した当局作成の表ですが、令和3年度分の計算式に誤りがあり、結果として上昇額の数値が誤っておりました。訂正後の資料は14ページのとおりとなります。なお、確認のため全ての年度の上昇額を色分けしております。

この度は、確認漏れで誤った資料を提出し、大変失礼いたしました。今後はこのようにことのないよう、資料チェックを十分に行い、誤りのない資料を提出いたします。

改めまして、資料に誤りがあり大変失礼いたしました

○佐藤部会長 1点質問ですが、この発注元への書面による意見聴取の回収率70.3%は例年の回収率に比べてどうですか。

○片山賃金室長 令和4年度が77.1%でしたので、若干下がっております。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、以上を踏まえまして、皆さんから御質問等ありますでしょうか。本日、意見聴取結果が全て出そろったということになりますが、何かありますか。

(なし)

○佐藤部会長 では、またしばらく御覧いただき、何かありましたら御質問ください。
先に進ませていただきます。

議事の2、金額審議についてとなりますが、まずは河村委員と西本委員と私との三者で、本日の専門部会の進め方について協議をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○佐藤部会長 では、10分間休会とさせていただきます。

会場の準備をお願いします。

[三者協議]

○佐藤部会長 再開します

では、議事の2の金額審議を進めたいと思います。

第2回の時点で、資料等を分析した上で協議を行いたい旨がありましたので、今日から本格的な金額審議ということにさせていただきたいと思います。

今、三者協議をしたところ、双方、それぞれで協議をされたいということでしたので、労働者側、使用者側、それぞれ分かれて協議をしていただきたいと思います。10分程度とお聞きしましたので、10分間休会したいと思います。

それでは、会場の御準備をお願いします。

[各側協議]

○佐藤部会長 再開したいと思います。

双方、協議をされたと思いますので、金額の御提示をお願いしたいと思います。

それでは、労働者側委員からお願いします。

○内藤委員 それでは、金額及び考え方について、説明を含めて述べたいと思います。

まず初めに、これまでの審議で電機の最低賃金の水準の認識と併せて地場の状況なども含めて、労使で認識合わせをさせていただいたと思っております。これから具体的な金額の議論ということになりますが、双方の立場を尊重しつつ、お互いに理解を深め、全会一致に向けて議論を進めていきたいと考えていますので、よろしくをお願いします。

まず、金額の前に、考え方について触れたいと思います。電機連合として、2023闘争において、未組織労働者も含めて賃上げを図っていくということを目的に取り組んでまいりました。産業別最低賃金については、18歳の水準では17万3,500円となっており、これを時間換算すると1,124円になりますので、未組織のところも、この水準

を目指して中期的に取組を進めていきたいと考えています。

また、現状の鳥取県の電機最低賃金の状況ですが、近隣や他県と比較をすると、少し見劣りするという状況です。お手元に労働者側から、非公開として資料を配付していますが、その状況を御覧いただけるのではないかと思います。また、高卒初任給と比較をしても低い状況も御覧いただけるのではないかと考えています。そういった意味でも、引上げが重要になると考えています。

また、地場の水準との比較ということで、前々回の専門部会の中でもパートやアルバイトの賃金水準、また、外国人労働者の賃金水準なども踏まえて議論をしたいという使用者側委員からの意見があったと思います。

まず、パート、アルバイトの賃金水準ですが、地域別最低賃金の改定前のハローワークの求人状況などをお配りしています。地域別最低賃金である854円から資格が不要なものでも1,300円までの求人が幅広くあるということが分かると思います。裏面になりますが、電気機械を含む製造業のパートというのは、860円から900円での募集が多くなっているという状況です。ただ一方で、製造業派遣については1,000円を超えての募集というのが多く、件数もパート募集よりも多いという実態になっています。

ここからは少し一般的な話になりますが、特別な事情がない限り、仕事の内容と賃金、又は休暇などを比較して、労働者側としては仕事を選んでいくということになると思います。このことから、製造業の仕事を選択する労働者というのは、最低賃金を意識したハローワークに届けられている求人に応募するよりも、派遣登録を行っている人が増えていくというのは自然な流れではないかと思います。また、これと同時に、現在製造業で働いている方が退職をして、派遣登録をすると賃金が上がるということや、他業種に移ると賃金が上がるというような状況にもなっていると思います。

一方で、鳥取県としてはこの電機産業は、非常に重要な位置付けにあるので、盛り上げていくという意味では質の伴った基幹的な労働者を採用し続けていく、また、事業を発展させていくということが必要だと考えています。

話は替わりますが、外国人労働者の賃金についてのデータがないので、もしデータ等をお持ちであれば、使用者側、また事務局で情報収集をしていただいで提示を頂ければと考えております。

少し背景が長くなりましたが、金額提示をさせていただきます。先ほど述べたように、他県の状況、近隣の状況など、地場の状況なども踏まえて、引上げ額については69円、

時給換算すると928円で提示をさせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。労働者側、補足等は特にはないですね。

では、使用者側、お願いします。

○西本委員 使用者側としては地域別最低賃金で46円という過去最高の引上げ額になりましたので、やはりこのインパクトはかなり大きいということで、901円を提示します。この金額から御協議ということで、まずは進めたいと考えております。以上です。

○佐藤部会長 ありがとうございます。使用者側から補足等がありますか。

○谷口委員 使用者側からは901円という提示をしましたが、その根拠として、地域別最低賃金の上がり幅がやはり大きいということと、弱電関係については、今現状で大きく三つのマイナス材料というのがあると思っています。

1点目は売上がこの8月の盆明けぐらいから非常に大きくダウンしているということです。これは、8月24日から始まった福島原発の処理水放出の風評被害によって、水産物、水産加工品以外にも化粧品、それから家電なども、特に中国向けの商品の売上がダウンして大きな影響を受けています。我々もちょうどそのタイミングで、もともと受けていた注文数量が大幅なダウンとなるという話がきました。同業他社の状況、県外の状況も聞いてみますと、中国向けや、アジア向けについて、一部影響を受けているというような情報も聞いております。そういうマイナス要素があるということです。

2点目は、今月から始まるインボイス制度で、我々の協力工場では、これまで年間の売上額が1,000万円以下の事業所は非課税でしたので、インボイス制度についての相談がありました。余力がない事業所については発注元が価格を上げたりして、消費税の一部負担をしているという状況です。そのような状況の中で更に、今のエネルギー価格の高騰、それから、労務費の上昇、そういったものも含めて三重苦という非常に厳しい状況もありますので、ここも含み置きさせていただきたいと思います。この書面による意見聴取でも、63%の方がそういう物価高の影響を受けていますという結果も出ているように、非常に厳しい状況だと思います。

3点目は、コロナ特別貸付金のゼロゼロ融資、この返済が5月頃から順次スタートしています。融資を受けていないところは関係ないのですが、多くの企業が、これを活用されていますので、その支払いも含めて今非常に厳しい状況ということもあります。

この3点から、今回、地域別最低賃金より1円アップの901円で御提示させていただいたということで、よろしく申し上げます。

○佐藤部会長 ありがとうございます。

○田中委員 まず、初めに質問ですが、地域別最低賃金の46円上がる根拠というか、背景が知りたいです。先ほど、谷口委員からいろいろと企業が抱える課題であるとか、厳しい状況というのは述べられたので、特に重複するものではありませんが、まずそこを教えてくださいたいと思います。

それと、個人的な意見ですが、ここまで地域別最低賃金が上がると、電子デバイス等製造業最低賃金の意味、特定最低賃金の意味がないのではないかと思います。これは、二、三年前からもう既にお話しさせてもらっているとおりです。電子デバイスの意味というのが何だったかというのは、昨年度も審議の中で出ていますのでもう皆さん御理解の上だと思います。その中で、そこにこだわる必要性はないと考えています。

もう一つ言わせていただくと、払える事業主は払っていただきたい。払えないところはぎりぎりまで経営しているので、そこについてはやはり考えていただきたい。頂戴した資料でも、今回の改定額は、900円プラス1円以上で、928円以下の金額と説明されたと思いますが、そこに該当して影響を及ぼす企業の割合は、もう3分の1を超えています。そこで、単純に改定金額より低い人たちの賃金を上げていけばいいかというところではなく、会社全体の賃金を上げていかなければいけないということが実際の話です。そこに会社は存続できる体力があるかどうかです。特に、先ほど申し上げた影響を受ける労働者は約30%で、影響の大きい事業所というのは、大手企業のように派遣業から1,000円どころか2,000円ぐらいで雇えるというような企業はいないです。海外から入ってこられる技能実習生若しくは特定技能、こういった方々に、仕事をお願いしているという状況で、そのほとんどが、さっき言った30%のところ該当している方々だと私は思っています。そういった事業所は、ぎりぎりの状態で企業を存続させているという状態です。ですから、そういう状態の事業所から考えると、本当にこの電子デバイスの特定最低賃金というのは必要ないのではないかとこのことを今回提案させてもらいたいというのが、901円の背景です。地域別最低賃金に合わせればいいのではないかと考えておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

○佐藤部会長 ありがとうございます。では、今の御質問に対して何かありますか。

○高橋労働基準部長 田中委員の御質問に対しては、鳥取県最低賃金の改正決定の答申や、公益委員見解をお配りすればよろしいですか。今年度の鳥取県最低賃金専門部会は、6回にわたり、丁寧に審議しています。その結果が公益委員見解や答申で、公開資料になります。

すので、それはお配りすることは可能です。

○田中委員 ぜひお願いします。

○佐藤部会長 次回、冒頭に、その資料に基づいて説明をするということにしたいと思えます。

ほかの委員から何かありますか。御意見はよろしいですか。

(なし)

○佐藤部会長 労使双方、金額を御提示いただきましたので、これから全会一致に向けて審議していくということになります。次回以降、再度、使用者側、労働者側で審議していただき、歩み寄って金額を御提示いただいて、それに対して公益委員もまた労働者側委員、使用者側委員それぞれと協議させていただきということで、なるべく全員が納得いくような金額になるようにまとめていけたらと思います。

本日は御提示を頂いたということで金額審議を終わりたいと思います。

次の議事3です。その他ですが、事務局からお願いします。

〔日程調整〕

○佐藤部会長 それでは、次回の日程ですが、第4回鳥取県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会は、10月13日金曜日17時30分からの開催となりますので、よろしくお願いします。

では、第3回の専門部会をこれにて終了したいと思います。本日もありがとうございました。